あなたのアイデアを新たな特産品に！

朝日町 特産品 大募集！

「特産品」とは、その土地で収穫された食材やその加工品、工芸品など、その土地ならではの品々のことを指します。朝日町は、これまでに9つの商品（シクラメン、紫陽花、減農薬米、タケノコ水煮、汐見、Asahiブレンド、原木しいたけ、ソレイユルヴァン白梅、生栗）を朝日町の特産品として認定しました。新たな特産品の募集は随時行っています。ふるってご応募ください！

対象事業者 ※以下のすべてに該当すること

（1）町内に、本社（本店）、支社（支店）、営業所のいずれかを有する法人又は個人事業者。
（2）申請時に町税等の滞納がないこと。
（3）代表者等が、暴力団による不当な行為防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等ではないこと。
（4）町と電子メール・FAXで連絡ができること。
（5）特産品への問い合わせ及び苦情等への対応が迅速かつ責任をもって行えること。
（6）各種行事に出品でき、人員派遣が可能であること。
（7）生産・製造・販売に関する法令等を遵守していること。

対象商品 ※以下のいずれかに該当すること

（1）朝日町産の農産物等。
（2）朝日町産の農産物等を1種類以上使用する町内の事業所で製造された加工食品、または、工芸品。
（3）朝日町産の農産物等を使用していないが、町内の事業所で製造された加工食品、または、工芸品であり、朝日町の魅力を発信できる名称を使用する、或いは、朝日町の観光資源をPRする目的で生産する等、朝日町の観光や地域産業の振興に資する商品。
（4）朝日町産の農産物等を使用していないが、既に長年に亘り町内の事業所で製造されており、消費者等に相当程度認識されている加工食品、または、工芸品であり、朝日町の観光や地域産業の振興に資する商品。
（5）前全項に当てはまる商品を1種類以上使用する、町内の事業所で製造された加工食品、または、工芸品。

申込方法

裏面申請書（HPよりダウンロード可）に必要事項を記入し、必要書類添付の上、産業建設課までご提出下さい。

これまでの認定品

認定によるメリット

☆朝日町の特産品として町がPRをサポート！
☆特産品を取り扱う事業者として、イメージアップ！
☆県の施策と連携し販路拡大をサポート！
☆販売・PRが可能な町内外のイベント等をご紹介！
※紹介できるイベント等は年度によって異なります。
≪これまでの実績≫
・ござれ市（町内）
・BANKO300thウィークエンドイベント
（四日市市：ばんこの里会館）
・美し国三重市町対抗駅伝市町交流市場
（伊勢市：三重交通Gスポーツの杜伊勢）

朝日町産業建設課　朝日町小向893　ＴＥＬ:377-5658 ＦＡＸ:377-4543　メール:sanken@town.asahi.mie.jp

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

朝日町長　　様

申請者　住所

氏名　　㊞

電話

FAX

E-mail

URL

朝 日 町 特 産 品 認 定 申 請 書

朝日町特産品認定に関する要綱第４条の規定に基づき認定を受けたいので、関係書類等を添え申請します。

１　品　　名

２　年間予定出荷量

３　町等の行事への出品及び人員派遣の可否

（添付するもの）

- 特色等内容を示す書類（朝日町特産品申請内容届出書等）
- 関係法令等の許認可を証する書類（写）※
- 写　真（電子データでの提供のこと。CD-R等）
- 申請者の概要（任意様式、パンフレット等で可）
- 誓　約　書
- その他（住民票(個人)※、全事項証明書(法人)※）

※）必要に応じて提出すること。